

平成24年度における県内の障害者虐待の状況について

平成24年10月1日に施行された障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。以下、「法」といいます。）に基づく通報等の状況を取りまとめましたので公表します。

厚生労働省が実施した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の県内市町村分を集計したものです。

1 対象期間

平成24年10月1日（法施行日）から平成25年3月31日まで

2 通報・届出・相談件数

市町村や県に寄せられた通報等の件数は、364件でした。

（内訳）

養護者による障害者虐待	236件
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	104件
使用者による障害者虐待	24件

3 虐待の事実が認められた事例

（1）件数 及び 虐待を受けた障害者の人数

上記2のうち、市町村や県の事実確認により虐待の事実が認められた事例は 104件、虐待を受けた障害者の数は、110人でした。

（内訳）

養護者による障害者虐待	91件（91人）
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	8件（14人）
使用者による障害者虐待	5件（5人）

(2) 障害種類別内訳

知的障害者が最も多く（59人）、次いで精神障害(33人)、身体障害(30人)、発達障害、その他の心身の機能障害（各1名）の順となっています。

1人が複数の障害を有している場合は重複計上しています。

障害種別	養護者による 障害者虐待	障害福祉施設 従事者等による 障害者虐待	使用者による 障害者虐待	合計
身体障害	24	6	0	30
知的障害	46	9	4	59
精神障害(発達障害除く)	29	3	1	33
発達障害	0	0	1	1
その他の心身の機能障害	1	0	0	1

(3) 虐待類型別内訳

身体的虐待が最も多く（62件）、次いで心理的虐待（41件）、経済的虐待（21件）、放置・放任（17件）、性的虐待（2件）の順となっています。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待では、心理的虐待が最も多くなっています。

1件の事案で複数の類型が該当している場合は重複計上しています。

虐待の類型	養護者による 障害者虐待	障害福祉施設 従事者等による 障害者虐待	使用者による 障害者虐待	合計
身体的虐待	55	6	1	62
性的虐待	2	0	0	2
心理的虐待	32	6	3	41
放置・放任（ネグレクト）	17	0	0	17
経済的虐待	19	1	1	21

4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況（法第20条に基づく公表）

上記3以外で、法第20条及び法施行規則第3条において公表することとされている事項については、次のとおりです。

(1) 虐待があった障害者福祉施設等の種別

- ・ 障害者支援施設 1 件
- ・ 生活介護 1 件
- ・ 短期入所 1 件
- ・ 共同生活介護 1 件
- ・ 就労移行支援 1 件
- ・ 就労継続支援 B 型 2 件
- ・ 児童発達支援 1 件

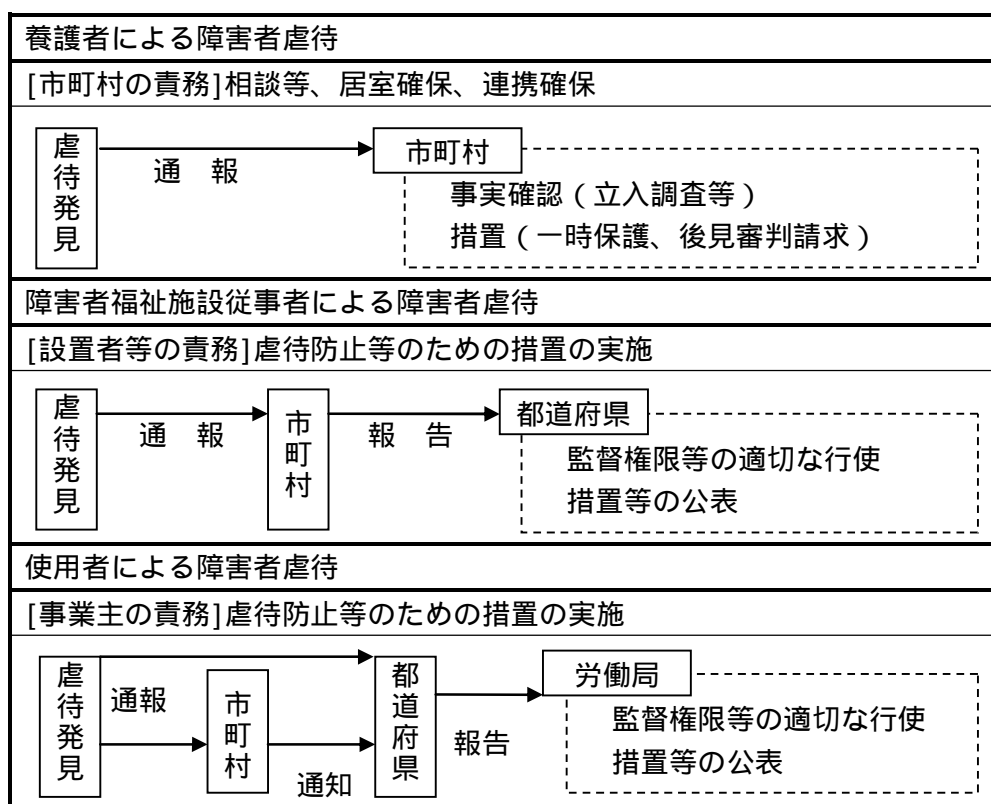
(2) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種 (重複あり)

- ・ 管理者 3 件
- ・ 従事者 3 件
- ・ 生活支援員 3 件

(3) 虐待が認められた事案に対する市町村・県による対応 (重複あり)

- ・ 施設等に対する指導 7 件
- ・ 施設等からの改善計画の提出依頼 2 件
- ・ 虐待を行った障害福祉施設従事者への注意・指導 3 件
- ・ 報告徴収 (障害者自立支援法に基づく権限行使) 3 件
- ・ その他 1 件

< 障害者虐待防止法による対応の枠組み >



政令市・中核市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）に所在する障害福祉施設に対する指導監督は県ではなく、政令市・中核市が行う。

（障害者自立支援法等に基づく監督権限は政令市・中核市が有しているため。）

< 用語の定義 >

1 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。（障害者手帳を取得していることは要件ではない。）

2 養護者による障害者虐待

養護者（障害者の家族、親族、同居人等）が養護する障害者に対して行う、次のいずれかに該当する行為。

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

放棄・放任（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による から までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

経済的虐待

養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等 が行う、次のいずれかに該当する行為。

（下線部：養護者による障害者虐待と異なる点）

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

放棄・放任（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による から までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者福祉施設従事者等

障害者自立支援法等に規定する下記の業務に従事する者。

- ・ 障害者福祉施設
- ・ 障害福祉サービス事業（居宅介護、生活介護、就労継続支援、共同生活援助など）
- ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム

4 使用者による虐待

使用者（事業主、管理監督者等）が行う、次のいずれかに該当する行為。

（下線部：養護者による障害者虐待と異なる点）

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

放棄・放任（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による から までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

< 関係条文 >

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（平成23年 6 月24日法律第79号）

（公表）

第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

（平成24年 9 月24日厚生労働省令第132号）

（都道府県知事による公表事項）

第 3 条 法第20条 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種